

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第12号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年6月15日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「監第92号3（1）〇の中に3 中請求人に対する各種一中略一処理・処分を行わず同課において保管している。に関し陳情書を職員が取得した時点で公文書であり、監察評価課の行為が公文書管理に関する法律など関係規定により管理等が適正であることを示す根拠（以下「請求①という。」）及び保管の指示者及び保管者並びに日時を含む保管に至るまでの意志決定等を記録した書面。（以下「請求②」という）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年6月28日、実施機関は、請求①に係る公文書については、「徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号。以下「管理規則」という。）及び徳島県文書規程（平成13年徳島県訓令第13号。以下「規程」という。）」と特定したうえでその全部を公開する公文書公開決定処分（以下「処分①」という。）を行い、請求②に係る公文書については、「当該公文書を作成し、または取得しておらず、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「処分②」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年7月24日、審査請求人は、処分①及び処分②を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月10日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨及び理由

処分①及び処分②に関する審査請求人が主張する審査請求の趣旨及び理由は、おお

むね以下のとおりである。

公務員たる者、業務遂行に当たっては、各種法規等の規定に基づき、適正な処理を行うものであって、各種法規等に根拠のない又は恣意的な行為は行ってはならない。当然ながら、公序良俗に反する行為があってはならないことは言うまでもない。

今回の審査請求事案は、令和3年7月26日付け「犬の放し飼いに関する処理方針に対する対応について（照会）」における監察評価課から保健所への指導要請の継続案件です。

監察評価課が、不躰で反省もなく、3件目の情報公開請求においても、いい加減な対応をしたことに我慢できない。売られた喧嘩は買うしかない。ズバリ指摘する。監察の上から下まで監察の「基本のキ」さえ分かっていない。特に〇〇については、お粗末限りである。

今回のメールでの照会に当たっては、各種情報をネットで確認済みであり、当然、〇〇も承知していた。徳島県のHPにおいて、〇〇としては、次の2通りが示されている。

①〇〇

②〇〇

〇〇としては、上述の通り2通りあるが、審査請求人はそのいずれも採用しなかった（詳細等を記載したり、添付書類を付けることは既定のフォームでは難しいこともあったが、まず、申告の趣旨が異なる）。

しかし、〇〇の処理に熟知しているはずの監察評価課が、本来〇〇ではない事案を恣意的に〇〇扱いとした。この指摘は、監察評価課の対応を見極めるため今まで保留していたものである。今回の件は、監察評価課の完全な行政事務処理手続上の過失であり、自ら定めた規定に反した行為を行っている。

よって、〇〇段階に戻り処理することを求める。執拗に、何故〇〇扱いにしたかと尋ね続けていたはずである。

しかし、現段階では、今回の通知書に対して審査請求を進めるしかない。

申告は、保健所からまともな回答を得ることである。しかし、監察評価課が調査等を行うにあたって、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年徳島県条例第8号。以下「動物愛護条例」という。）第17条第2項の違反に該当することを無視したことが問題である。照会文書では、保健所に何度も質問に対する回答を求めたが応じないため、その指導を要望しただけである。

なお、問題点を明らかにするため、被害状況も記載した。〇〇後において、監察評価課への質問では、この被害の事実を示し、法令等の適合条項や一般的解釈を示して、回答を求めて来たが一切回答が無かった。

よって、問題の終結を図るため、徳島県知事宛て陳情書を提出したものである。そこには、具体的に、保健所職員等の動物愛護条例違反の指摘と事実を正しく説明することが目的の趣旨であることを明記している。また、欄外において、監察がこの申出の趣旨を無視し、勝手に〇〇扱いとしたことを告発しています。

なお、項目の1・2については、まだ審査結果が判明していないので再掲とします。

1. 監察評価課は、前述のとおり、申告趣旨とは異なる〇〇扱いとして取り扱い、事案のみ消しを図るために、令和3年7月26日付け「犬の放し飼いに関する処理方針に対する対応について（照会）」に対して、行政事務手続き等において不適切な行為は無かったとした。これは、事実誤認処分であり、公文書管理に関する法律等の規定を逸脱した行為であり、再調査すべき問題である。

ところで、幾度となく質問をし、回答を求めた文書（メール）は受信された時点で業務に関連する公文書か、それとも雑文か。公文書にあらずとするならば、その根拠を示されたい。そして、なぜ放置し続けたかについての説明を求めます。

以下に、審査請求人が主張の根拠とする法令等の関係部分を抜粋して記述します。

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第4条において、「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」となっている。

また、公文書管理法第6条第1項では、「行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。」とされている。

次に、管理規則第3条第1項において、「公文書は、その作成又は取得の年月日が分かるようにしておかなければならない。」とされ、同条第2項において、「公文書は、ていねいに扱うとともに、適切に保存し、常にその所在を明らかにしておかなければならない。」と規定されている。

丁寧とは、「細かい部分に注意や気配りが行き届いているさま」、「入念に丹精込めて行うさま」、「礼儀に則り折り目正しく振る舞うさま」などを表現する言葉であり、主に動作（所作）、態度（対応）表現（言葉づかい）などを形容する語として用いられる。つまり、公文書管理法第4条及び第6条の趣旨と解する。

「丁寧」の対義語に位置づけられる表現としては、「粗略」あるいは「ぞんざい」などが挙げられる。

さらに、管理規則第5条本文において、「次に掲げる場合を除き、原則として、意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を作成して行わなければならない。ただし、第1号の場合においては、事後に文書を作成しなければならない。」と規定されており、次に掲げる場合としては、第1号において、「意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合」及び第2号において、「処理に係る事案が軽微なものである場合」とされている。

加えて、管理規則第6条においては、「公文書の保存期間は、(中略)その基準は、別表に定めるところによる。」と規定されており、管理規則別表においては陳情書は公文書であり、3年と明記している。そして、管理規則第7条において、「課長等は、保存期間が1年以上の公文書について、分類を設け、保存期間その他公文書を管理するために必要な事項を記載した帳票を作成しなければならない。」とされている。

参考として、内閣府の文書の作成において「事案が軽微なもの」とは、厳格かつ限定的に解される必要があり、事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、事案が歴史的価値を有さない場合などとして軽微の判断は慎重にすべきとしている。

2. 令和4年1月24日付けの知事宛ての陳情書(親展)の処理状況等に関する情報公開請求において、当初、公文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとして、令和4年3月14日付け監第3001号において公文書公開請求拒否決定を行った。その後、審査請求書を提出すると、令和4年5月17日付け監第92号の弁明書で、文書の存在取得を認めた。この二律背反の状態に陥っているにも関わらず、未だに修正等、何ら対処を行っていない。陳情書の扱いについても先に示した条項等の規定に反する行為であり、文書(陳情書)の取得の時点に戻り調査等を行うことを求めます。

3. 令和4年6月28日付け監第3003号及び監第3004号においては、求めもしない管理規則及び規程を公開するとし、「保管の指示者及び保管者並びに日時を含む保管に至るまでの意思決定等を記録した書面」については、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在」と意味不明の定型文で拒否した。

しかし、これは法令等に基づく適正な事務処理を行う必要があるのに忠実に行っていない。つまり、何ら法令等の規定を守っていないことを自ら認めたものである。

直ちに両通知書の撤回と、公文書管理等の規定に基づく陳情書の適正な対応を求めます。

2 審査請求の理由

1. について、保健所が真面に回答すると、動物愛護条例第17条第2項の遵守を怠ったことを認めざるを得ないため、回答を逃げ回っていることを斟酌した。そのため、法令解釈等を示して見解を求めたが、対応すると保健所の不適切な行為を認めることとなるため、回答拒否を続けた。また、今日に至るまで、保健所からは何ら説明を受けていない、つまり、監察評価課はその指導すら行っていない。

保健所の対応についても、担当及び保健所長宛てのメール及び文書による請求人の質問に応じないことは、先に述べた各種法令等における公文書の取り扱いに反している。

この不適切な行為を認めたくないため、監察担当及び課長並びに局長宛てに、回答を求めても拒否を続けているものである。

よって、前述のとおり、〇〇はしていないため、本来の申し出による措置を求めます。

2. について、何ら措置を行うことなく、公文書（陳情書）をひそかに保管し、隠蔽を図った。その事実が隠せなくなると、弁明書において、審査請求人が自己の見解を述べたものであると言い訳がましい記述を行っている。しかし、陳情書においては、はっきり条例違反であることの指摘や、監察評価課が申し出の趣旨を理解せず、恣意的扱いによる〇〇をしたことを告発していた。これについて、どう対応するつもりか。都合が悪くなれば言い訳めいた言葉で、論点ずらしを行う。この何ら対処せず放置したことは、前述の法令等に違反する行為である。具体的条項まで示さずとも、理解できると考える。

この2点については、既に審査会に諮問済みとの通知を受けている。

しかしながら、自己の見解を述べたものであるとの事については、それを証明するため、以下の審査請求人が指摘することの全てに、根拠をもって反論を行うことを求める。

①2回にわたって受けた被害は、動物愛護条例第17条第2項の害にあたる。

②保健所がその事実を知り、飼い主に指導を行うのみで、被害実態の確認も行わず、条例に規定する措置命令をすることなく放置した。つまり条例違反である。

③最初の質問に対する要求項目についての回答拒否を続けた。保健所長宛てにも文書で要望しても何ら対応せず、最後には、文書回答はしていないとして回答拒否を続けた。説明責任拒否及び根拠のない説明（文書での回答はしていない）を行い、回答を逃げ続けている。不適切対応である。なお、このことは監察評価課にも〇〇している。

④指導要請のはずが〇〇扱いとし、事案の有耶無耶な終結を図った。その事に関連して監察評価課に説明を求めたが、何ら回答は無い。

⑤何度も法的根拠及び解釈を示して回答を求めたが、一切対応しなかった。これも、〇〇扱いとしたことについて指摘されると抗弁できなくなるためである。

⑥令和4年5月17日付け監第92号の弁明書（1）③中、既に手続・処理が終了した事案に云々とあるが、恣意的に〇〇に基づく処理を行った事案について、一事不再理を主張とすることが可能か。学識者の見解に、行政法の分野において一事不再理の考え方が適用される範囲は明確にされていないとの記述がある。つまり、不適切な処理を行っている以上、調査済みを理由とし処理を行わないとの主張に根拠は無い。

以上について、反論があるなら、本件弁明書又は別途回答書による反論を求める。

なお、監察評価課の不適切な事務処理等の行為について、徹底的な調査を求める。

また、審査請求人が求めた質問に対し、何ら応えることもなく、弁明書で根拠の無い「請求人が自己の見解を述べたものである」とする侮辱的発言について、撤回と謝罪を求める。

これらの問題は、今回の情報公開請求において要求する公文書公開の内容にも直結する問題である。

3. 照会文書を公文書として扱い、県知事宛の陳情書をそれ以下の軽微なものとする論理は成り立たない。なお、レターパックには陳情書在中としていた。そして、議

会宛ての請願や陳情書はHPに様式例があるが、行政宛ての様式例は特に見つけることが出来ず、任意の書式とした。これについて、監査評価課から特段の指摘は受けていない。よって、陳情書は公文書である。

今回の情報公開請求の「監察評価課の行為が公文書管理に関する法律など関係規定により管理等が適正である根拠」とは、公文書を取得し何ら処理を行わず保管したとしているが、その行為自体が不適切でなかったということ、関係法規等の規定に照らして説明することを求めるもので、法規等そのものを要求しているのではない。

また、保管の指示者及び保管者並びに日時を含む保管に至るまでの意思決定等を記録した書面を要求した。つまり、これも、法規等に基づいて適切に措置をしたかを確認するための公開請求である。

一方、県知事宛てに提出した陳情書は、個人的考えを記述したものでなく、保健所の法令違反等の指摘と、監察評価課がそのことを知りながら保健所を指導することもなく、要望も無い〇〇扱いを行い、〇〇扱いしたことを告発している。

そして、各種法規等に反する行為を行ったこと（法令等に定められた措置が全く行われていない。）を、自ら認める公文書（公文書部分公開決定及び公文書公開請求拒否決定）を発行したことになる。このことは、法令等の厳密な解釈や運用を行うべき監察評価課としての立場を考えると、全くありえない文書を発行したものであり恥じるべきことである。つまり、何もしていないことを公文書で認めたようなものである。

以上のとおり、本件について、監察評価課の行った行為は、公務員としての職責を全く果たすことなく、身内の不祥事を庇ったものである。よって、照会文書及び陳情書の趣旨を十分に理解し、適切な処理を行うことを求めるとともに、保健所及び監察評価課の一連の不適切な行為について、〇〇扱いではなく、監察評価課監察評価担当業務による調査を求める。よって、今回も〇〇制度にのっとった文書とはしていない。

第4 審査請求書の内容確認及び回答について

1 趣旨の確認

実施機関は、審査請求人に対して、令和4年9月5日付け事務連絡により、審査請求の趣旨は「令和4年6月28日付け監第3003号及び監第3004号の両通知書の撤回」と判断してよいか確認を行った。

2 審査請求人の回答

実施機関の行った確認に対する審査請求人の回答は、おおむね以下のとおりである。

1. はじめに、これまで数十回にわたり、法令解釈等を含めた質問に一切応えず、今度は都合の悪いところを除きたいがための質問か。保健所もしかり身勝手すぎるか。請求書提出済みにもかかわらず質問するなら、当方の今までの質問に答えてからにすべきである。

また、なぜ事務連絡か、役所事務の取扱いとして、以下の解釈となっているはず。通知の一形態である事務連絡とは、事務処理上の軽易な事項を、施行の手続を経な

いで行政機関内部の者に知らせることとなっている。

私は、あなた方の配下の者でも何でも無い。これで通知書の体裁は整っているのか回答願う。

ただ、自らが審査請求書の内容を理解しえないためか、確認文書の期日を縛り、強制力を持たし、かつ事務連絡として発行するとはどういうことか。

それが公文書管理の事務を所掌する部署において行われたことに失望する。

また、特定記録として郵送する意図は何か。事務処理手続きを誤っているながら、この記録で何を行おうとするのか。今回程度の質問ならメールでも可能であったはずである。本事務連絡は、何を根拠とした確認作業か、事務手続き過誤がある質問に応える必要があるのか、説明を求める。

しかも、一担当者の文書でなく、課の名称を使用しているということは、本件について担当課長も承知のことと考える。

2. 次に、請求の趣旨は、はっきりと審査請求書の4. 審査請求の趣旨及び理由に記述している。

一言一句全てが趣旨である。無駄な文言は一切ない。各種記述していることは単なる解説・解釈等を羅列したものではない。議論を展開するための大前提として密接不可分の関係にある。近視眼的に、特定の行だけで物事が決められるものではない事を申し上げる。つまり、単に撤回を要求しているものではないということである。そうした短絡的な見方を行うから、行政事務の処理方を誤るのである。こうした、質問書を送りつけると言うことは、請求書の趣旨を十分に理解していないとしか考えられない。

前書き部分を大前提として、あなた方の行った行政行為が適切なものであったか、特に、公文書の取扱い方等の妥当性を問いつつ、対応を求めているものである。

よって、公文書公開請求拒否決定通知書（監第3004号）並びに公文書公開決定通知書（監第3003号）について、審査請求人の申し立て趣旨及び理由で指摘している事柄の全てを認めるとともに、その要求通りの対応を行う旨の意思表示が成された時点でのみ撤回が認められると考える。

それが否とするのであれば、根拠法規及びそう解釈できる条項等を示して反論すればよい。

3. 以上のように、今回の審査請求は、言葉足らずであったかも知れないが、拒否理由の撤回であって、拒否決定通知書そのものの撤回を求めているものではない。

つまり、監第3003号では、ただ規則・規定集の公開を求めているものではない。

令和4年5月17日付け監第92号の弁明書に記載している「処理・処分を行わず同課に保管している」ことについて、公文書管理上適切であったとする根拠を、規則・規定の名称と該当条文を示すことを求めているものである。

また、保管の指示及び保管者並びに日時を含む保管に至るまでの意思決定等を記録した書面についても、いかに、公文書を適正に取得・管理・保管したかの行政処理の内容の公開を求めているものである。ただ保管していただければ理由にならない。

相当の期間で説明責任等を果たすよう再三求めてきたが、何ら対応しない以上、審査請求により結論を求めるしかない。

県知事名で公文書を発行した以上、単に撤回だけで済む問題ではない。撤回するにあたっては、行政事務手続き上に瑕疵があったことを認め、撤回の理由も明記されるべきである。先の公文書を否定・破棄する以上、それらの経緯等は残すのが当然である。

また、撤回せざるを得ないような安易な公文書を発行したこと自体にも問題があることとなる。特に、監第3004号については、既に諮問済みの案件と完全にリンクしている。今更、諮問を撤回するような事務手続きを行うことは、行政手続きとしてあり得ない話である。

さらに、本件の2通知書の撤回を行うということは、〇〇に基づく〇〇以降の全ての公文書の撤回に繋がる問題であることを承知願いたい。

一方、諮問に掛けられた案件の弁明書において、あくまでも個人的意見云々の記述があったが、その時の説明要求においても、今回と同様に、前提で根拠を示していた。

それは、個人的見解ではなく、条例等及び該当条項等を示したものであり、私的見解では無い。その意味合いを全く理解せず、不躱な文言を公文書の中に入れていた。

今回においても、同じような事をまた繰り返すつもりなのか見解を求める。

本件記述内容も、審査請求の「趣旨」の一部であると承知願いたい。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、処分①及び処分②の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に関する事実関係

- ① 本件請求において、審査請求人が「陳情書」と記載している知事宛ての文書（以下「本件文書」という。）については、審査請求人が令和4年3月19日付けで行った審査請求の審理手続中、審査庁が作成した弁明書（令和4年5月17日監第92号）3（1）①～③で次のように記載している。

なお、便宜上、①～③は①'～③'と標記する。

「①' 令和4年1月25日に、請求人を差出人とする徳島県知事宛て「親展」と押印された特定封筒：レターパックライト(以下「本件レターパック」という。)が徳島県庁内の監察局法制文書課に届いた。

②' 本件レターパックは、「親展」であることから、規程第5条第1号に基づき、開封はせずに経営戦略部秘書課に届けられた。さらに、秘書課で開封の上、文書が入っていることを確認し、その内容から監察局監察評価課が担当課であると判断されたため、本件レターパックは監察評価課に届けられた。

なお、規程第5条第3号に定める「親展文書、書留及び電報」として様式第6号「特殊文書配布簿」に記録する郵便物は、同様式において「親展書留」をはじめとする8種類に限定されている。本件レターパックについては、こ

れに該当しないことから特殊文書配布簿には記載されていない。

また、通常、担当課が把握できない知事宛ての郵便物は、秘書課で開封し、内容に応じて担当課に届けられており、本件レターパックについても同様の対応を取っている。

- ③' 監察評価課においては、外部から文書が送付された場合、その文書が同課が所管する事務事業に関する内容であり、法律等に基づく手続きが必要であれば、それぞれの規定に基づき適切な対応を取っているところである。

本件レターパックに入っていた文書について同課で内容を確認したところ、当該文書は、既に手続・処理が終了した事案に関して請求人が自己の見解を述べたものであり、請求人に対する各種規定に基づく手続が必要とは認められないことから、処理・処分等を行わず、同課において保管している。

なお、庁内各課における文書受付簿の作成は義務づけられていないため、監察評価課において、受付簿に相当する文書は存在しない。」

- ② 前記③' における本件文書の取扱いの根拠は次のとおりである。

ア 公文書の該当・非該当について

本件文書は、知事の事務部局の職員が職務上取得した文書であるため、管理規則第2条第1号の規定により公文書に該当すると判断した。

イ 文書の保存期間について

本件文書の保存期間については、次のとおり判断した。

- a 審査請求人が被害を訴えていた犬2匹の放し飼い（以下「本件放し飼い」という。）は、飼い主の変更により、令和3年7月26日に解消された。
- b 本件放し飼いに対応していた〇〇保健所について、監察評価課が行った調査では、手続における職員の〇〇は認められず、このことは審査請求人に対し令和3年9月13日に通知した。
- c 各法律等に基づく個々の行政処分や行政指導自体の妥当性については、監察評価課では判断できないため調査の対象外としており、処分に不服がある場合は処分した行政庁に問い合わせるよう、審査請求人に対し令和3年10月7日に通知した。
- d この時点で、監察評価課として本件放し飼いに関して審査請求人に対し取り得る対応は終了したと判断した。
- e 審査請求人は、本件文書の送付までに、関係各所属に対するメールやSNSへの投稿（既に削除済みのものを含む。）など数十件の苦情や質問、要求を繰り返しているが、そのうち監察評価課に関する要求内容は、いずれも対応済み又は対応が不要なものと考えられるため、個別の対応を行う必要はないと判断した。
- f 以上を踏まえ、本件文書については、これらの要求の一環に相当し、個別の対応が必要と認められない内容であることから、管理規則別表の区分では「六 その他1年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該

当すると判断した。

g なお、管理規則別表には保存期間を3年とするものとして、「四8 請願又は陳情に関する公文書」が規定されているところ、この規定に該当しないと判断した理由については、次のとおりである。

i 本件文書の外形としては、送付された特定封筒（レターパックライト）の「品名」欄に「陳情書在中」と記載されているものの、この特定封筒には「ひとりごと」と題されたA4サイズ用の紙1枚、「徳島県知事様」と題されたA4サイズ用の紙1枚、これら以外に関係書類と思料されるA4サイズ用の紙32枚が封入されていたのみで、いずれの文書も表題には「陳情書」とは明記されていない。

ii また、「陳情」とは、住民が国や地方自治体に要望を反映させる手段であり、国会・議会に対して行われるものであるから、地方自治体に対するものであれば各議会の議長が提出先とされるべきであって、本件文書は「陳情」とは異なる性格のものと考えられる。

iii 以上のことから、本件文書がその外形や内容から「四8 請願又は陳情に関する公文書」に該当しないのは明らかである。

ウ 文書の管理

前記により本件文書は保存期間が1年未満であるため、管理規則第7条により文書管理のための帳票の作成は不要とされている。

また、文書の「保管」は事務的な作業であり、処理に係る事案が軽微であるため、保管指示者、保管者、保管に至るまでの意思決定に当たって、文書の作成義務はない。

なお、文書管理全体としては、管理規則第4条により各課等の長が総括するとともに、規程第3条により副課長が文書取扱責任者となっており、このような管理体制のもと、本件文書は監察評価課内で適切に保管されている。

(2) 本件処分について

3 (1) ②より、本件文書の取扱いは管理規則及び規程に基づき適切に行っていると認識していることから、審査請求人が述べている「陳情書を職員が取得した時点で公文書であり、監察評価課の行為が公文書管理に関する法律など関係規定により管理等が適正であることを示す根拠」として管理規則及び規程が該当すると判断し、本件公開決定を行ったものである。

また、同じく3 (1) ②より、審査請求人が述べている「保管の指示者及び保管者並びに日時を含む保管に至るまでの意思決定等を記録した書面」に該当する公文書はいずれも存在しないことから、本件公開拒否決定を行ったものである。

(3) その他

本件請求趣旨及び理由には、情報公開請求に対する処分への審査請求の範囲を

逸脱した内容が含まれていると思料される、

したがって、審査庁においては、請求趣旨を「監第3003号及び監第3004号の撤回」と判断し、これに対する弁明を行ったものであり、その余の請求趣旨や内容については、不適法な審査請求として「却下」が妥当であると考えます。

第6 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね以下のとおりである。

徳島県情報公開審査会に諮問され、十分な審議をしていただくことを前提としています。まず、今回の照会文書について、公文書管理及び情報公開等に関して重大かつ深刻で重要な事柄が存在することを指摘します。なお、1. の主張だけで弁明書の反論に事足りると思うが、弁明書の内容について反論します。

1. 監察評価課が取得した照会文書（公文書）の趣旨に反する、目的外使用。公文書管理法の第34条で、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とされている。条例制定がなされていなくても、適正な行政文書の管理が求められており、遵守の義務を負う。監察評価課はこれに反する行為を行った。

また、管理規則第3条にも違反している。不当な処分にいくらへりくつを並べようが、正当にはなり得ないことを申し上げる。

2. 同公文書に、主旨に基づく行政事務手続の不履行があった。

1. に同じ

3. 条例解釈等について、照会・質問するも、全く回答は行わなかった。それほど隠したいことがあるということか。

そして、動物愛護条例第17条第2項に適合することを承知しながら、〇〇の対象事案として条例違反等を適用せず、行政事務手続き等に不適切な行為は無かったとし、かつ、この〇〇には不服審査等の手続きが無い事を悪用し、照会事案の本来の目的を排除し、事案の強制的終結を行った。そして審査請求人の度重なる質問等に一切答えず、情報提供を頑なに拒否した。かつ、情報公開請求以降、審査請求等で条例違反の疑いを指摘しても、弁明書等において一切このことには触れようとしない。つまり、条例解釈の適合適否の判断を未だに逃げている。

4. 条例、規則等の素人でもありえないような論外で全く常識外れの不適切解釈があった。法令等に基づき監察業務を行う監察評価課としては、大いに恥じるべきである。

これらのことについて指摘するとともに、弁明書の件について個別に反論いたします。

1. 監察評価課は、請求人の照会文書の主旨を無視し、〇〇扱いとし、〇〇処分とした。そして、情報公開を拒否し、審査請求人が審査請求書を提出すると、弁明

書の中で初めて事案は終結したとの言及を始めた。

それまでは、いくら法的根拠等を示して質問し、回答を求めたが、後に示す1点についてのみ回答した。質問事項等に対する回答等は一切行わず、その拒否理由の説明も無かった。

以下に、監察評価課の不適切な公文書管理の実態と、恣意的な公文書に対する行政行為に瑕疵があること。そして、情報公開等関連事項の申告かつ重要な事項等が存在する。

以下に、今までの流れを簡略的に示します。

1. 審査請求人の意図に反する、取得した公文書（照会）の目的外使用（不法行為）により、〇〇扱いとした。そこに、監察評価課の本件に関する不正行為が存在する。

その後、なぜ〇〇扱いとしたかについて、再三にわたり説明を求めたが、一切説明・回答は無く、審査請求書に対する弁明の中でも、〇〇扱いとした理由について一切触れておらず、意識的に避け続けている。再三にわたる質問で条例違反も指摘しており、その認識があることから、対応を避け続けたと解釈する。

調査結果に問題が無ければ、説明・反論すれば済むものを、現在に至るまで一切行っていない。認めれば、前述の1. の条例違反になるからである。

2. 〇〇を電子メールで行う場合は、〇〇で入力フォームを使用することとなっている。請求人が送付したのは、監察評価課のメールアドレスである。これは、監察評価課自ら〇〇仕組み無視の違反行為である。自らの業務でありながら知らなかったなど口が裂けても言えまい。だが、現実はこのことが起きている。いかなることか説明を求める。（行政手続き上の瑕疵、不法行為）

3. 〇〇の通知書で、標題は「〇〇について（通知）」文中にも「あなたからの〇〇内容について」とされており、あたかも審査請求人が〇〇したかのような虚偽表現。完全な虚言。妄言でしかない。（公文書の恣意的解釈及び不法事務処理、不適切表現、公序良俗に反する侮辱行為）

4. 不服申し立ての教示が無いため、規則等の適用条項や一般的解釈を明記して説明又は回答を求めるも一切対応しなかった。（情報の隠蔽）

5. 唯一回答があったのは、行政指導そのものは監察の対象外との通知で監察評価課には影響が及ばない事項の回答のみで、これで事案は終了したと言うが、行政指導以外のことについては言及していない。不適切な行為は無かったとの〇〇の通知時と同様の表現で、事案の終結について言い出したのは審査請求後の弁明書で初めて出てきた。それまで幾度も見解や説明を求めていたが、そんな話はしていない。（不都合の隠蔽のための妄言）

6. 情報公開請求を行っても、文書不存在等で公開拒否をした。

7. 審査請求書を提出すると、弁明書で情報を出す、抽象的で具体性がない。そして、〇〇による情報の非公開を弁明書で初めて主張した。

また、県知事宛て陳情書について、令和4年5月17日付け監第92号の弁明書

中の3.(1)③で自己の見解を述べただけとしており、同弁明書中、4その他で「県知事に陳情の趣旨に基づく保健所の指導」と記載しているが、当該内容は本件処分と関係なく審査請求の対象とならないため(以下略)」と指導の要請があったことは認めている。

そして、それは最初の照会文書の趣旨でもある。(要請=陳情である。)つまり、監察評価課は、保健所の指導が内容として存在したことを否定していない。

なお、言及した弁明書では、県知事あての文書が陳情書の体をなしていない等の指摘は一切無かった。それは、審査請求書の理由の3.でも指摘している。

議会への陳情(請願)は様式指定があるが、知事部局には様式等の指定は無いことを審査請求人が主張すると、急に弁明書で、陳情書にあらずとの指摘し始めた。それまでこの件については一切触れていない。なお、(徳島県 陳情書)で画像検索しても知事部局への陳情・要望で全てが同一様式となっていない。全く根拠の無い妄言である。

また、その後の弁明では、〇〇による非公開の主張を一切行わなくなった。

なお、弁明書で初めて、〇〇で事案は終結したと主張し始めた。それまでは、説明や見解を求めても一切対応しておらず、事案の終結など一切通知を受けていない。このように主張に一貫性がない。

監察とは何か、事実を明らかにし、法令等に準拠して物事を判断し業務を行うのでは無いのか。

これまでの主張した内容の繰り返しで、全く的外れの議論を行っている。

以上が、今までの概要である。

以後、再掲項目もあると思うが、弁明書について具体的指摘等を行う。

I. 審査請求人は、〇〇の仕組みを承知の上で、最初は保健所が説明責任さえ果たせばよく、非違行為云々で争うつもりはなかった。

ところが、監察評価課は、〇〇の仕組みは十分に承知しながら、〇〇扱いとした。そこには、審査請求人から取得した公文書の申し立て趣旨に反する不適切な使用、つまりは、取得公文書の目的外使用の非違行為及び行政手続きの瑕疵が存在する。

よって、令和3年9月13日付け監第116号における「〇〇について(通知)」は、全く筋違いの不当な行政行為であり、無効である。そして、その後の質疑や処理状況等の確認を封殺し、一切の回答を行わなかった。

II. 令和3年9月13日付け監第116号における「〇〇について(通知)」において、〇〇として、行政事務処理等における不適切な行為は認められなかったとしたため、本来の照会の目的を無視し、被害が発生した原因等の評価も行われず、事実の終結を図ったが、当初の照会文書にある審査請求人の陳情は未だに実行されていない。(行政の不作為)

また、〇〇には、不服申し立て等の教示がなく、疑問点について法的根拠等を示して照会や質問を繰り返しても、保健所及び監察評価課は全く回答を拒否し続けた。

そのため、審査請求人が、監察評価課等の考えや意図を確認するには、監察評価

課の行政事務処理手続き等について、公文書公開請求制度を活用するしか考えられなかったことをご理解願います。

今回の一連の情報公開等事案には、単なる照会文を監察評価課が〇〇による〇〇としたことに起因している。

また、今回の審査請求書の請求趣旨を、監第3003号と監第3004号の撤回だけに限定したいがためか、令和4年9月5日付け「事務連絡」（いわゆる事務連は組織内の連絡に使用されるためのものである。）文書で、期限付で意思表示を求めて来た。そこにも、行政行為の手続き上の瑕疵があると判断するが、監察評価課の意図を確認するため、あえて審査請求人の意志を伝えるため、回答した。そのことが今回の弁明書の4. その他において、「監第3003号及び監第3004号の撤回」のみに絞り込み、他の請求趣旨や内容は不適法な審査請求として「却下」を求めている。ここには、公文書の目的外使用や行政行為の瑕疵があることを、議論から遠ざけるための方便で、不始末を隠蔽したいがためである。

次に、今回の弁明書の3（1）①②’について、規程第5条第3号に定める「親展文書、書留及び電報」と同様式の「親展書留」とは異質なものである。親展文書は書留とはっきり分けて表示している。このことは既に反論書に記述し、既に諮問に付されているので、そちらの判断にお任せする。なお、国の法制局といった法律文の浄書等を行う部署に、現在の表現が正しいか確認したのか。それもせず前回の弁明書の繰り返しでは、何ら具体的説明とは言えない。

また、監察評価課は、課で保存に至るまでの具体的経緯等の説明もいまだに無い。具体的に日時等を含めた詳細な説明を求めたはずである。そして、虚偽公文作成の指摘にも何ら説明も反論もしていないが、認めるということか。認めればこれも非違行為に当たる。そのためにも、文書を取得してから保存に至るまでの時系列的、具体的説明を求める。

親展文書と親展書留との違い及び「事務連絡」について

規程第32条第3項において、「親展文書、書留及び電報は、特殊文書受付簿（様式第14号）に記録すること。」とあり、「親展文書」と「親展書留」は異なるものである。よって、条文と様式第14号にある「親展書留」とは、整合性がとれていない。

この場合には、条例本文の「親展文書」が優先される。様式の「親展書留」に限定するのであれば、条例本文の改正が必要と考える。

岡谷市文書管理規則第19条においては、「親展文書は、親展文書取扱簿（様式第4号）に登録し、それぞれ名あて人に配布し、受領印を受けなければならない。」とされており、同条第2項においては、「親展文書の配布を受けた者は、その文書が公文書であった場合は、前条に規定する収受の手続をとるものとする。」とされている。

加えて、岡谷市文書管理規則第23条において「書留文書（金券等は除く。）は、書留郵便物取扱簿（様式第4号）に登録し、親展文書に準じて配布する。」とされており、はっきりと親展文書と書留文書は別の意味合で使っている。徳島県文書規定のたてりに問題があると考えます。総理大臣（条文）と大臣（様式）に意見の差があった

場合どちらが優先されるか、考えれば分かるはずである。

また、岡谷市文書管理規則第11条において「法規文書は法規番号簿（様式第1号）に登録し、公示文書及び令達文書は令達番号簿（様式第2号）に登録し、番号を付さなければならない。」とされており、同条第4項において、「課等の発する文書には、前項の番号の左に年度の数字及び課等の約字の記号を付するものとする。なお、軽易な文書は、番号を付さないで「号外」を付することができる。」とされ、同条第5項において、「前項に規定する「号外」のうち、対内文書については、「事務連絡」とすることができる。」とされ、「事務連絡」の取扱いの運用まで決められている。つまり、対外的文書で「事務連絡」を付した文書は存在しないということである。これは、行政事務取扱の基本のキである。少し範囲を広げたとしても、下部組織や各業界を束ねる協会に対して、使用するくらいである。

本件処分に係る弁明書の3（1）①①’において、既に手続・処理が終了した事案に関して、審査請求人が自己の意見を述べたものであり、云々とあるが、全て法令解釈等根拠を示して回答を求めて来た。監察評価課の具体的根拠のない主張では無い。

その折りにも終結の話は出ていない。弁明書における不首尾の言い訳でしかない。

なお、事案は既に終結との文言が出たのは、公開請求後の弁明書で初めて出て来た文言である。また、冒頭にも述べたが、取得公文書を目的外使用しており、行政行為に瑕疵があることから、本事案は終結しておらず、かつ〇〇は無効であり監察評価課の主張は認められない。

本件処分に係る弁明書の3（1）②について個別に反論する。

a. 完全な詭弁・論点のすり替えである。令和3年7月26日に2匹の放し飼いは解消されたと言うが、未だに1匹は元飼い主（既に死亡）の住宅に繋がれている、変更されたのは、親・子・孫の3匹のうちの何れが飼い主の変更が行われたのか説明を求める。なお、審査請求人が求めているのは犬の処分ではない。それは二次的なことである。

つまり、犬の処分をどうするかでは無く、1年前に出来たことが何故今なのかという行政手続き上のことを指摘し、説明を求めて来た。保健所がこのことから逃げるから、監察評価課の指導を求めるために、照会文書として出したものである。

つまり、被害を受けた後、約1年間にわたって今までの指導方針を続けたことが、動物愛護条例第17条第2項の「犬が人の生命等に害を加えたとき、又は加えるおそれがあると認めるときは、その飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる」とあるが、その措置を行っていない（何もしていないから不適切な行為は無いと言うことか。）が、それまでの手続きを含めた全手続き等の適否を追求しているもので、監察評価課への質問や情報公開、審査請求等でも指摘しているが、一向に弁明も反論もない。

この保健所の職員の行政事務行為が適切であったかが、監察評価課が判断するに当たっての基幹部分である。その主要な部分であっても一切見解を示さないのは何故か。

b. 令和3年9月13日付け監第116号による「〇〇について（通知）」について、

冒頭等で指摘しているとおりの無効かつ事案は終結していない。

また、保健所が審査請求人の求める事項について回答を行うことと、監察評価課による指導が目的であったが、そのことにはいつ対応するつもりか説明を求める。

また、弁明書において、非違行為や法律違反については認められず、このことは審査請求人に通知したとあるが、監察評価課のいう行政事務手続き等とは何か、具体的に内容を示すべきである。照会に示す被害があったことについて、数度にわたって正したが一切答えない。

しかし、これが行政手続き等が適切であったか不適切であったかの判断を行う基礎的テーマである。審査請求人は、被害自体は動物愛護条例第17条第2項が適用される状況にあったと判断している。その解釈を求め続けたが、一切対応することは無かった。何故か。

前述のことを以下で、時系列に列挙する。

1. 放し飼いの常態化

2. 一市議が、小学生の登校時間に放されていることから市に相談を持ちかけている。

3. 2度の被害に合う。2回目は市職員が現認（2回とも証拠の写真正あり監察評価にも提出。しかし、一度も保健所は被害状況の確認、事情聴取も行っていない。これでは職責を果たしたとは言えない（職務放棄、不適切な行為である。）

4. 条例でいう害があった事実が存在する。監察評価課は、これをどう評価したのか。

5. 保健所は、動物愛護条例第17条第2項に該当するにも関わらず、飼い主に一般的な指導をしたのみである。

本来ならこの時点で、少なくともより強い警告的意味合いを含めた文書による指導等を行うべき（一度飼い主に書面を渡したようではあるが内容は承知していない。）であったが、行っていないのではないか。（職務放棄、不適切な行為である。）

6. その後、市担当が巡回指導等を実施。しかしながら、常態的に放し飼いは続いた。

7. 約1年後、再度被害があり、市に強く抗議・保健所の実事確認無し（写真は審査請求人が保有。被害の状況の提示も求められなかった。）

8. 改善に向けて市長が職員への指導あり

9. 市は今の上ではいけないと判断し、保健所に対応の強化等善処を求めたがそれでも、今までの指導方針を続けると回答があった。（職務放棄、不適切な行為である。）

結局何もしないということかと市に不満をぶつけると、

10. 急に飼い主の指導を行いはじめた。それは、ただ尻に火が付いたから動いただけのことである。（自主性無し、逃げられなくなったから動いただけであり、不適切な行為である。）

だから、審査請求人は何故今なのかと質問したのである。

これらの事実は、監察評価課においても調査及び請求人の申し立て等で承知のことである。

審査請求人の指摘の保健所に係る部分全てにおいて、事務処理等で不適切な行為がないと言えるのか、個別具体的な根拠と説明を求める。

c. d. ここで言う通知は、〇〇内容云々は、これまでに述べているとおり、審査請求人は〇〇を行っておらず、取得した公文書の目的外使用で無効である。メール（〇〇のメールアドレスは、〇〇で運用している。）での〇〇にも則っておらず、監察評価課の根拠無き、恣意的運用でしかない、よって、何ら効力はなく、処分を取り消すのが筋である。

監察評価課からのメールにおいては、親族立ち会いの指導手法について、照会したことに対する回答のみであり、行政指導そのもの云々との記述があるだけである。

保健所が何ら回答を行わないことを承知の上で、こうした文言がよく出せるものだと思う。そして、後段の非違行為は認められなかったとのことについては、既に諮問された中で審議されているものと解する。

ただ、〇〇の通知にあった、行政手続き等において不適切な行為は認められなかったということには、前述のとおり不適切な行為が存在すると主張する。

行政処分や行政指導の状況の結果はともかくとして、そこで行われた行政的事務手続き等については、評価・判定できるはずである。それなくして、何を根拠に行政手続き等において、不適切な行為はなかったと結論出来るのか説明を求める。

監察評価課に関する要求内容は、何れも対応済み又は不要と言うが、不受理の決定が無効なものであり、行政事務手続き等における不適切な行為は認められなかったというが、条例違反の疑い等についてメールで見解を求めたが何ら回答を示さないのは何故か。

審査請求人の主張する条例における文言の解釈がクリアできるのであれば、条例違反等は無くなるが、行政事務手続きの全てを適切と認めることはできない。

また、〇〇の通知を受けて、メールにて〇〇でない事を意思表示し、その後も条例違反についての見解を求め続けており終結はない。目的外使用及び公文書の恣意的運用が存在する。

また、監察の主張は受け入れることは出来ない。全てに無回答であり、未処理のままである。

e. 確かに、指摘のように苦情や質問を繰り返した。それは回答が全くないからであって、要求することで、事案の継続（時効の防止。）を示す必要があった。監察評価課は何れも対応済みと言うが何を対応したのか。審査請求人が冒頭の1.2.で指摘したとおり、無効な事務処理であり、照会の内容については、未対応であり主張は成り立たない。

f について、管理規則別表「五五 通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの（特に軽易なものを除く。）」に該当すると考える。動物愛護条例第17条第2項に該当するかの判断をすることで、職員の条例違反にもなりかねない事項で

あり、特に軽微なものに当たるとは考えられない。監察評価課も行政行為に瑕疵があることを認識しているからこそ、一切の回答を拒否続けていると考える。

g まず、徳島県PTA連合会が、徳島県県土整備局に陳情を行ったとして作成された記事をどう考えるか。いかに、あなた方がいい加減な弁明をしてきたかの証拠である。監察評価課では、県土整備局とは議会組織か。

監察評価課は、よく審査請求人は自己の考えを述べただけと言うが、全て根拠も示している。

監察評価課の主張の根拠は何か。よく調べもせず、でたらめばかりではないか。本当に調査したかどうか自体に疑義を持つ。

この実態を知れば、正常な〇〇手続きであっても、監察評価課の処理は信用できない。

管理規則第2条本文において、「この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」と規定されており、第1号においては、「公文書 知事の事務部局の職員が職務上作成し、又は取得した文書と（以下略）」とある。

（議会事務局等の記述は無い。）よくもこんな嘘を、知事公印の座った弁明書に記述できるものだと呆れるばかりである。公務員としての資質に欠ける行為であり、大いに反省すべきだ。

また、管理規則第2条第2号においては、「課等 徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）第5条第2項及び第6条（以下略）」とされている。本規則の対象となる組織は、知事の事務部局であって議会事務局等が入っていない。

よって、管理規則別表「四八 請願又は陳情に関する公文書」となっており、管理規則第2条第1項の知事の事務部局云々となっており、議会等に提出するものとは別のものである。本陳情書が陳情と異なる性格のものであるとするならば、何故今まで放置し、審査請求書が提出された後、このような反論を行うのか甚だ疑問である。

議会と同じ様式で提出しなければならないと県のHPにあるか確認願いたい。

審査請求人が調べた限りでは、様式等の指定を見つけることは出来なかった。もし、あるのであれば、しまい込むのではなく、何故その旨を知らさないのか。それが出来ないのは陳情書として受け取ることに不都合があると推察する。県職員とは、県民に対してそこまで不適切なのか。

また、陳情については、以下のような解釈がある。（yahoo検索）

陳情とは、国や地方公共団体などの公共機関に対して、その実情を訴え、一定の措置を行うよう（または行わないよう）要望する行為のこととある。

監察評価課の本件処分に係る弁明書3（1）②イのgの主張が、いかに曖昧かつ虚偽に満ちたものかを以下に示す。あまりにも主張が幼稚かつ稚拙であることが、以下のことで証明される。

管理規則第2条第2項に指定する課等を、徳島県行政組織規則から抽出した。どこに議会関係の組織があるか、よく探して貰いたい。

審査請求人は、常にこうした条文や解釈例を示して回答を求めてきた。

本件処分に係る弁明書3(1)①③'において、申請人が自己の見解を述べたものと言うが、あなた方の主張は何ら根拠のない言葉の羅列にすぎない。反省と謝罪を求める。

管理規則第2条本文において、「この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」と規定されており、第2号においては、「課等 徳島県行政組織規則第5条第2項及び第6条第2項に規定する課、同規則第9条第1項及び第2項に規定する本部、同規則第24条に規定する東部各局、同規則第33条第1項並びに第34条第1項及び第2項に規定する機関並びに同規則第46条に規定する総合県民局をいう。」とされている。ここには、議会関係は入っていない。何処に議会関係の記述があるか。

審査請求人の説明要求には、全て法的根拠等をもとにしている。あなた方の主張にはこれが無い、言い換えれば具体性を欠く主張でしかない。審査請求人の主張が単なる個人的見解ならあなた方の主張は何か。

なお状況を時系列に示すと以下のとおり。

令和3年7月26日付け「犬の放し飼いに関する処理方針に対する対応について(照会)」について、保存期間は、管理規則別表「五5 通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの(特に軽易なものを除く。)」に該当するため、照会のみなら、令和4年7月26日(翌日起算として)までとなる。

しかし、令和3年9月13日付け「〇〇について(通知)」については、管理規則別表五の5に該当し、回答文書の保存期間は令和4年9月13日までとなるが、その終期の前に情報公開を行っている。

令和4年3月1日に、最初の情報公開請求を行った。現在諮問等継続中である。廃棄することは、文書の隠蔽である。

なお、管理規則第10条において、「前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公文書については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、廃棄してはならない」とのしぼりがある。第1号に、「現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間」、第3号に、「現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間」及び第4号に、「条例第6条第1項に規定する公開請求があったもの 同条例第12条各項の決定の日の翌日から起算して1年」とされている。

追加：〇〇の通知(令和3年9月13日)を受けて、〇〇の通知後速やかに(9月15日)、メールで〇〇の意図がないことを表明している。そして、条例解釈等について質問を行い始めたが、一度だけ回答があったのは、10月7日の行政指導そのものの云々の、質問の主題から外れた回答だけである。

公文書等の管理を行う部署でこのような、公文書の取扱いはあってはならず、愚行と言わざるを得ない。

よって、今回の公文書公開請求拒否決定通知書等全ての処分の取り消しを求めます。

審査請求人が求めているのは、保健所の真摯な対応と、正確な説明である。その根拠は、冒頭1.2.で述べたとおりである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年11月10日	諮問
令和5年7月13日 第1部会（第2回）	審議
同 年8月25日 第1部会（第3回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、請求①と請求②の2つの請求で構成されており、それぞれの請求に対して処分①と処分②が行われている。

しかし、審査請求は2件の処分についてまとめて審査請求が行われており、実施機関の弁明書も2件まとめて弁明が行われている。

当審査会としては、それぞれの処分の妥当性について検討するため、本件に係る答申においては、請求②に対する処分②についての妥当性について検討を行う。

1.1 処分②の妥当性について

管理規則第5条本文において、「次に掲げる場合を除き、原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。ただし、第1号の場合においては、事後に文書を作成しなければならない。」とされており、第1号において、「意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合」、第2号において、「処理に係る事案が軽微なものである場合」とされている。確かに意思決定を行う場合は、文書を作成しなければならないこととされているが、実施機関は文書の保管は事務的な作業であり、処理に係る事案が軽微であるため、文書の作成義務はないことから請求②に係る文書は不存在であると主張する。

これに対し、審査請求人は、本件文書は陳情書であることから軽微な事案ではないため、管理規則第5条に基づく文書が存在するはずであると主張している。

実施機関の主張においては、保管自体を意思決定と捉えた上で、保管行為は事務的な作業であり、軽微な事案であるため、保管を行うに当たっての意思決定の文書の作

成義務はないと主張しているのか。もしくは、本件文書については処理に係る事案が軽微であるため、意思決定を行うに当たって文書の作成義務はないと判断しているのかは判然としない。

しかし、いずれの場合であったとしても、実施機関は管理規則第5条第2号に該当すると判断しており、本件文書に係る意思決定の文書の作成義務はないことから文書は作成していないと主張している。本件文書の管理規則第5条第2号該当性について実施機関と審査請求人の中で主張の相違は認められるが、請求②に係る公文書は不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点はない。

なお、当審査会においては、請求に対する処分の妥当性について判断を行うため、実施機関と審査請求人との間で主張が相違している本件文書の管理規則第5条第2項の該当性については、当審査会において判断するところではない。

1 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも実施機関における事務の妥当性に関するものであり、条例に基づく本件処分に関するものとは認められないので当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	令和5年7月31日まで